

みなさんからの 請願・陳情 (委員会審査状況)

陳情第1号

県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情

(平成29年3月提出)

(提出者)

宇都宮市兵庫塚3-10-30
全栃木教職員組合

執行委員長 桑川 祥一

(陳情の趣旨)

県立高等学校入学選抜で定員を満たすための再募集実施を行うよう栃木県教育委員会に意見書の提出を求めるもの

(文教常任委員会審査の内容・結果)

審査した結果、「栃木県が行わない理由を確認する必要がある」、「近隣県が再募集をしている経緯や現況を調査する必要がある」さらに「本年3月に発表された、第2期県立高校再編計画(案)に、本市にある黒羽高校が特例校の候補として名前が挙がっていることから、慎重に調査を進める必要がある」という意見が出されたことから、更なる調査検討が必要と判断し、「継続審査」とすることにしました。

陳情第3号

農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情

(平成29年5月提出)

(提出者)

下野市下古山253614
農民運動栃木県連合会

会長 高久 好一

(陳情の趣旨)

農業者戸別所得補償制度を復活させ、食糧や地域経済等を守るよう国に意見書の提出を求めるもの

(建設産業常任委員会審査の内容・結果)

審査では、本陳情に賛同する意見として、「安心して米を食べられること、また水田の持つ多面的機能を守ることや地域経済発展のためにも、この陳情の趣旨に賛同し、採択すべき」という意見が出されました。

一方で、「国は認定農業者や集落営農者等に農地を集積させ、大規模化を図り農業を強くしようとしている中で、戸別所得補償制度は兼業農家を含む全農家が交付対象となっており、認定農業者や農業の中核となる者を育成していこうという現在の日本の農政の観点から、復活しなくてもよいのではないか」という意見や、「米の直接支払いを見直すことで、主食用米だけでなく、麦、大豆、飼料米など需要のある作物の生産を振興させ、農家の自らの経営判断で農作物を選択できるようになったことからも、復活の必要性はないのではないか」という意見が出されました。

このように陳情の趣旨に賛同とする意見とそれに対して反対する意見の両方が出たことから、採決においては挙手採決を行い、その結果、本陳情は「不採択」とすることに決しました。

陳情第4号

テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情

(平成29年5月提出)

(提出者)

大田原市美原2丁目3311番地38
石井 良幸 他

(陳情の趣旨)

テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に反対あるいは慎重な審議を求めるよう国に意見書の提出を求めるもの

(総務常任委員会審査の内容・結果)

審査した結果、「すでに国会において法案が可決されたことに鑑み地方議会としては、今後法案の行方を見守るべき」との意見が出されました。このようなことから本委員会では全員異議なく「不採択」とすることに決しました。

陳情第5号

市民5分間演説において関係する者への質問の許可を求める陳情

(平成29年5月提出)

(提出者)

大田原市岡495

鈴木 たかし

(陳情の趣旨)

市民5分間演説は市民の議会参加及び市民への説明責任を果たしていないため、関係する者への質問を許可するよう要望するもの

(総務常任委員会審査の内容・結果)

審査した結果、「他の議会に先駆け、議会活性化に取り組んでいるところであり、質疑を行う機会には別にあり、質疑を行うことは趣旨が違ってきてしまう」との意見があり、本委員会では全員異議なく「不採択」とすることに決しました。

陳情第6号

第一回議会報告会報告書に関する陳情

(平成29年5月提出)

(提出者)

大田原市岡495

鈴木 たかし

(陳情の趣旨)

第一回議会報告会報告書は市民への説明責任を果たしていないため報告書の訂正を求めるもの

(総務常任委員会審査の内容・結果)

審査した結果、「大田原市議会基本条例に反する行為ではない」と判断し、本委員会では全員異議なく「不採択」とすることに決しました。ただし、第一回の報告会であり、今後意見を念頭に努力していくことを全員で確認しました。